2020 年 3 月 19 日

（公社）日本口腔外科学会代議員選挙告示

公益社団法人 日本口腔外科学会は，下記により 2020・2021 年度代議員選出のための選挙を実施いたします.

記

1．選出する代議員の数

331（加えて補欠代議員）

2．任　　期

2 年（選任の 2 年後に実施される代議員選挙の終了の時まで）

3．選 挙 人

正会員として 2019 年 9 月 1 日から引き続き本学会に在籍し，2019 年度までの会費を 2 月 29 日（土）までに完納している者で，本年 4 月 1 日時点で本学会に在籍している者

4．被選挙人（立候補できる方，候補者推薦を受けることができる方）

以下の全ての要件を満たす者

① 正会員として本学会に引き続き 6 年以上在籍し，2019 年度までの会費を 2 月 29 日（土）までに完納している者

② 2020 年 4 月 1 日の時点で，本学会認定専門医資格あるいは終身指導医資格を有する者

③ 2020 年 4 月 1 日の時点で，68 歳未満である者

5．立候補又は推薦届出期間

立候補期間：2020 年 5 月 1 日（金）～ 同年 5 月 15 日（金）（当日の消印有効）

推 薦 期 間：2020 年 5 月 1 日（金）～ 同年 5 月 31 日（日）（当日の消印有効）

6．立候補又は推薦の方法

① 本学会ホームページの「代議員選挙管理委員会」からそれぞれの用紙をダウンロードし，代議員選挙管理委員会（本学会事務局気付）に郵送する.〔**書留郵便等確実な方法で提出すること.**〕

② 代議員候補者の推薦は，正会員 1 名につき候補者 3 名以内とする.

（立候補した方は推薦者になることは出来ません.）

7．選挙方法

(1) 選挙人名簿

① 正会員は，5 月 1 日（金）から 5 月 15 日（金）までの間，本学会事務局の閲覧において縦覧又は閲覧することができる.

② 5 月 1 日（金）から 5 月 31 日（日）までの間，本学会ホームページ上に選挙人名簿を掲載し，閲覧に供する.

⑵ 異議申立て

正会員は，選挙人名簿に誤りのある時は，5 月 15 日までに，異議の申立てをすることができる．異議の申立ては，その異議の内容を明記し，記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で，代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という．）に郵送する．

⑶ 候補者名及び投票用紙の送付

委員会は，支部ごとに代議員候補者の名簿及び投票用紙を作成し，6 月 30 日までに，選挙人に郵送する．

⑷【 投　票 】

投票は，記号式無記名投票とする．

① 大学施設代議員の選出母体に所属する選挙人

代議員定数に相当する数の候補者を選出し，7 月 20 日（当日の消印有効）までに委員会宛に郵送する．**〔返信用封筒使用〕**

② 診療施設に所属する選挙人

代議員定数の半数に相当する数の候補者を選出し，7 月 20 日（当日の消印有効）までに委員会宛に郵送する．**〔返信用封筒使用〕**

※ 代議員定数が奇数の場合の「代議員定数の半数」は，定数を 2 で除し，端数を四捨五入した整数とする．その数は，送付する代議員候補者名簿に表示する．

⑸ 開　票

2020 年 7 月 27 日（月）12：00 ～

8．当選人の決定

⑴ 代議員定数に応じ，得票数の多い者から順に当選人と決する．

⑵ 得票数が同数の場合は，再投票は行わず，①年長者の順，②会員歴の長い順とする．

9．選挙結果の公告

当選人が決定した時は，選挙結果を本学会ホームページに掲載し，選挙人及び被選挙人の閲覧に供する．

公告日：2020 年 7 月 27 日（月）【予定】

10. 異議の申立て

選挙の効力に異議のある選挙人及び被選挙人は，選挙結果の公告日から 14 日以内（**必着**）に，異議を申し立てることができる．異議の申立ては，その異議の内容を明記し，記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で，委員会宛に郵送する．

11. そ の 他

その他疑義が生じた場合は，その都度委員会において決定する．

（公社）日本口腔外科学会代議員選挙管理委員会